

【論文】

障害個性論の再検討

山 岸 倫 子

要旨：本稿は、障害個性論について、検討したものである。現行の個性概念は、差異に対する社会的な承認が行われたものという、非常に限定的な使用のされ方であるが、その承認の方法も称揚と許容に分けることができる。称揚の対象としての個性は、負の差異を持つとされてきた人が、独自性を有する正の結果を生み出し、かつ負の差異と因果関係を有すると推測される場合に、使用される。また、許容の対象としての個性は、社会的に「重大な負」とされた結果を導かない差異をさす。障害は、現在、負とみなされている。その障害ゆえに「独自性ある正の結果」を導く場合、それは個性と称揚されることがある。また、障害という差異が社会的に「重大な負」を導くかいなかは、社会環境等に大きく規定されるため、障害はいついかなる時も「重大な負」の結果を導く負の差異ではない。また、「重大な負」の結果が含むものも社会によって異なる。よって、障害は許容の対象としての個性といえる。

Key Words：個性，承認，障害

I. はじめに

「個性を尊重する」ということは、日常のレベルにおいて、多くのものが疑いようなない価値として認めていることである。このような状況に関連して、「障害」についてもまた、そのとらえ方の一つとして「個性」という表現が盛んに用いられるようになった。「障害は個性である」「障害個性論」「障害＝個性論」などと言われるものがそれであり、そもそもは、1970年代の障害者運動の中で用いられていたものであった。その後、1990年代には、障害者白書の中で明記されたり、個人の手記やマスコミ等によってこの表現が使用されたりといった経緯を経て、内実はともかく、用語上は一定の定着を見たものと考えられる。

しかし、他方で、障害を個性とみなすことへの違和感や拒否感を有しているものも少なくないというのも現実である。その感覚は、「障害は個性である」というフレーズに含まれる次の三つの要素に起因しているだろう。①現行の社会構造において、諸個人の個性は本当に尊重されるのか、②「障害」は個性であるのか、③障害は個性であるとして、障害と

2008年2月28日受付／2009年7月30日受理

東京都立大学大学院社会科学部社会福祉学専攻博士後期課程

いう個性が現代社会において尊重されるのか。本稿では、障害個性論¹⁾について、上記三つの要素を念頭に置きつつ、検討を行う。この言説は、それ自体大きなインパクトがあり、それゆえに人々の心を揺さぶりやすいものでもある。

しかし、障害個性論について、擁護的な立場、批判的な立場における主張は、いずれも「個性」という語が指すものや、「障害個性論」を主張する主体について、曖昧さを残したものが多く、本稿では、現行の「個性」概念の使用方法に着目することで、障害が個性でありうるということを示し、その過程で明らかになる障害個性論の意義について述べる。障害が個性である可能性を検討することは、障害が「個性」となりうるための社会的な諸条件の検討でもある。また、それは、障害が「個性」として受け入れられる社会の構築に向けた政策レベルでの具体的な介入の方法から、当事者や親の障害受容やエンパワメントにいたるまで、示唆に富むものである。

II. 障害個性論を主張する主体

障害個性論について、それがあたかも同一の内容を指す同一の主張であるような認識があるが、主張する主体や内容には、相当の幅がある。誰が言ったか、何を言ったか、ということにより、この論の持つ意味は大きく変化するため、それらの区別を明確にしておくことが必要である。ここでは、主張する主体について整理する。

1. 1970年代の障害者運動

障害は個性であるという言説を用いたのは、障害当事者の団体である青い芝の会であるとされている(石川 1992:127)。青い芝の会では、健常者の姿や身体機能をよしとすることを、「健全者幻想」と呼び、健常者に近づこうとする試み(リハビリテーション)などを否定した。健常者の姿や身体機能をよしとすることは、すなわち「障害者」を否定することであり、それは優生思想であると批判する。自分たちの身体を健常者に近づけるのではなく、障害者が障害者のまま受け入れられる社会の構築を目指したのが、青い芝の会であり、そのための方便が「障害は個性である」という言説であったと考えられる。

2. 教育をめぐる動き

茂木(2003)によると、共生教育の推進の中で、障害個性論が主張されたことがあるという。1970年代から始まった養護学校教育の義務制施行に反対する立場から主張され、養護学校など障害児を対象として設置された特別な場を否定し、また、障害を軽減する取り組みを批判・非難することを目的とするものであったことを氏は指摘している²⁾(茂木 2003)。

また、現在の教育現場では、発達障害児の増加に伴い、特別支援教育に焦点をしばらず、「障害は個性である」という考え方自体を授業の中で扱う事例が多くあり、この場合は、「相互理解」を目的として使用されている。

3. 1990年代からの障害者運動(自立生活運動におけるピア・カウンセリング)

1980年代に、当事者の自己決定による自立を理念とする自立生活運動(IL運動)が紹

介され、日本にも広まった。その中で行われるピア・カウンセリングという試みの中で、障害は個性であると言われることがある³⁾。日本における自立生活運動の第一人者である中西(2003)は、この言い回しについて、否定的な見解を示し、障害はattribution(属性)であると指摘する。また、それが個性であるといわれるようになった経緯については、ピア・カウンセリングの導入時の誤訳であると解釈している。しかし、これは、ピア・カウンセリングを中心に担ってきた人物が、青い芝の会の影響を受けていたことや、そのような運動が、土壌として存在していたことと無関係ではないと考えられる。

ピア・カウンセリングの中では、「障害を持ったありのままの自分を肯定する」ということが言われる。障害を治すもの、なくさなければならぬものとしてとらえ、自己否定感にさいなまれてきた障害者の自己解放のために、「障害を含めたありのままの自分」を一度全肯定するということが行われる。青い芝の会で言われてきたことと類似してはいるが、ここには、たとえば青い芝の会にあったような「医学による身体への介入を全否定する」とか、「障害を個性としなければならない」といった強固な態度は見られない。

4. 行政

1995年、『平成7年版障害者白書 バリアフリー社会を目指して』(1995年総理府)において、障害は個性であるという言葉が取り入れられた。以下は引用である。

我々の中には、気の強い人もいれば弱い人もいる、記憶力のいい人もいれば忘れっぽい人もいる、歌の上手な人もいれば下手な人もいる。これはそれぞれのひとの個性、持ち味であって、それで世の中を2つに分けたりはしない。同じように障害も各人が持っている個性の一つととらえると、障害のある人とない人といった一つの尺度で世の中を二分する必要はなくなる(平成7年度版 障害者白書:12)

行政がこのような語を使用する場合、「相互理解」という意図のほか、注意しなければならない点がある。茂木(2003)は、保育園における障害児に対する保育士加配について、障害は個性であるのだから、個性にたいして特別な配慮は必要ないということが強調された事例を紹介し、この言説が、障害を個人のものとして、個人に責任を押し着せるという形で、障害者の権利保障を阻む可能性がある旨を指摘している⁴⁾。障害個性論に批判的な立場からの警鐘はこの点に関するものが多く、また障害個性論に擁護的な立場からも同様の問題点が指摘されている。

5. 個人の手記とメディアの対応

障害者にまったくかわりのなかった人のなかには、1999年発行の『五体不満足』を契機としてこの言説を知ったという人も多いのではないだろうか。この書物の中で、障害は個性であると著者自身が言い切った部分はない。ただし障害は個性であるという言説に触れている部分があり⁵⁾、この書物のベストセラー化や、それに伴うメディアでの報道を通して、障害は個性であるという言説が流布される結果となった。

Ⅲ. 「個性」とは何か

1. 「個性」の定義と現実の使用方法

上記のように、この言説は、大きく、当事者団体、行政、その他（個人）という三つのそれぞれの立場で、それぞれの意図を持って展開されてきた。当然ながら、その指す内容も異なる可能性を有している。もっとも乖離が生じやすいのが、個性の定義についてである。個性についての辞書的な意味は、「個人に具わり、他の人とはちがう、その個人にしかない性格・性質。個物または個体に特有な特徴あるいは性格」（広辞苑 第6版 2008）である。また、心理学辞典では「個性とは、個人の個別性と属性を決定する諸性質の全体である」（評価診断・心理学辞典 1989）とされ、差異に近いものとしてみることができる。

これらの定義に照らす限り、障害という現象が、他との心身の差異という観点で出現していることは間違いなく、そのような意味で障害は個性である。また、この定義に従えば、いかなる人間も、他と峻別されるような特性を持っているという意味で、個性を有しており、その限りなくある個性の一つとして障害をとらえることもできる。平成7年の障害者白書における障害個性論で言われる個性もこの定義に非常に近いものであると考えられる。

しかし、これにたいし、批判もある。竹内（1995）が、極端な事例として「当該個人が、刑法を侵すような自らの他者侵襲心性（属性）を持ち、この属性を個性として主張（「自己」規定）しても、それは通常、個性としては承認されない」（竹内 1995:144）をあげ、差異すべてが、個性として承認されるわけではないという事を指摘しているように、個性概念を限定的にとらえる立場がある。個性を最初にあげたような、単なる差異として定義する場合、皮肉なことに「障害者を差別する心性を持つことも、個性である」とさえ言うのである。我々は通常、そのような心性について、個性とって称揚することはない。

このように考えると、個性の日常的な使用方法においては、単なる差異になんらかの社会的なプロセスが作用した上で「個性」として承認されるという構造を有していると考えざるを得ない。よって本稿においては、「個性」を社会的に承認された差異と定義したい。差異の発現や、差異にたいする社会的な承認は、その社会によって異なる。では、現行の「個性」概念は、社会からどのような形で承認されたものなのだろうか。

茂木（2003）は、竹内（1995）の議論にのっとり、属性が個性となるためには、その属性を他者が肯定的価値として承認することが必須条件であると記している⁶⁾。茂木や竹内、その他論者の指摘する「正／負」（肯定的／否定的）という価値基準から個性をとらえることは、現行の個性の使用方法に照らしてもっとも適切であろう。しかし、ここにも一つの疑問がある。「正」の差異すべてが、個性として称されているだろうか。たとえば、美醜に係る「正」の差異、「正」と承認される身体機能などは、通常個性として称揚しない。また、健常者の持つ身体機能は「正」の部類であるが、これもまた個性として称揚されるものではない。よって、個性の称揚においては、単に「正」という価値基準だけでは説明できないほど限定的な用法が存在していると考えられる。では、改めて個性として称揚される状況というのはどのようなものだろうか。

2. 「称揚」の対象としての個性

差異や属性は何らかの形で発現されなければ承認の対象となりにくい。小浜（1995）は、

資質としての「個性」と、達成された仕事としての「個性」という分け方を用いている。その発現されたもの（小浜が言う達成された仕事としての「個性」）をここでは「結果」⁷⁾と呼び、諸個人にある差異と結果との関係性という側面から、個性について考えてみたい。

個性の現行の使用方法において、称揚の対象となっているのは、「正」の承認を得られる「結果」をもたらすと推測される「負」の烙印を押された「差異」である。さらに言えば、その「結果」が他と比べて独自性を有していなければ、個性的とは言われない。小浜(1995)が指摘しているように、「資質として必ずしもプラスとは認められないような「個性」こそが、しばしば他の人にまねのできないような仕事としての「個性ある」達成を成し遂げることが確かに多い」(小浜 1995:13)。歴史上の偉人と呼ばれる人々が、「負」の烙印をおされた差異を有していたことは、しばしば指摘される。近年では、自閉症者が持つ、特有の能力などが良い事例である。自閉症という障害は、現行の社会では「負」の差異、属性とされがちである。しかし、自閉症者の特徴の一つ（しかし、これは一つでしかなく、よってすべての自閉症者が天才的な結果を生み出せるわけではない）である、「こだわり」が時に「天才的」と呼ばれることがあり、自閉症者の特徴にかんして個性とする場合がある。

つまり、現在「正の価値付与を受けた結果をもたらさそうもない」と推測されている負の差異をもった人が、予想に反して「正」の結果を出した場合（特にその結果が、独自性を有し、かつ正のものであると認識された場合）、その結果との因果関係が推測される差異や属性を指して個性と称する場合がある。因果関係の強さによっては、属性や差異そのものに正の価値付与がなされることもある。

この場合の個性の使用方法では、長年負の結果しか導かれない負の差異として規定されてきたものと、独自性を有した正の結果とを結びつけるパラドックスとして機能している。単に「正」の結果を生み出した差異（たとえば、生産活動を行える身体であること）や、「独自性を有した正」の結果を生み出したとしても、その差異にもともと正の社会的承認が付与されている場合には（社会的に評価はされたとしても）、通常個性として称揚されない。

3. 「許容」の対象としての個性

では、上記以外の差異は、一切個性として承認されないのだろうか。我々の個性の使用方法においては、称揚の対象としての個性がある一方で、「許容」の対象として個性概念を使用する場合がある。単なる差異や属性について、我々は個性（すなわち、単なる偏差、個体差）として、その差異や属性を許容している。しかし、これは、最初にあげた辞書的な個性の定義とも異なる。というのも、承認される個性には、社会的に重大とされる負の結果を導くと考えられる差異や属性は含まれないからである。裏を返せば、重大な負の結果を導かないと思われる差異や属性は、その正負にかかわらず、許容という形で承認される。

たとえば、茂木(2003)も触れているように、歌がうまい、下手は現行の社会体制において、それほど重要な価値ではない。このような場合は、歌が下手であること、やそれを導いていると思われる音感の悪さなどは、負の差異でありながら単なる偏差として、許容される。一方、竹内による先の指摘のように、いくら個性と主張しても社会的には許容されない（個性とは呼ばれない）ものがあるのことも事実である。たとえば、他者侵襲とい

う行為そのものは、現行では、社会的に⁸⁾許されない負の結果であるとされている。

IV. 障害は個性でありえないのか

これら個性概念やその使用の次元を考慮しつつ、改めて「障害は個性である」ということについて考えてみる。上記一つ目の使用方法（称揚）においては、障害は、個性でありうるといえよう。独自性ある正の結果との因果関係によっては、個性としての社会的承認をえられるからである。

そもそも、障害は、なぜ、負の差異としてみなされてきたのだろうか。マイケル・オリバー（1990=2006）は、資本主義社会成立以前について、障害者は否定的なまなざしを受けるとはあっても排除されることはなかったと指摘する。さらに、資本主義の経済構造やそのイデオロギーにより、工場労働が不可能なものを障害者として生産過程から排除するようになったという主張もある（フィンケルシュタイン 1993=2000）。規格化された働き方、効率の追求など資本主義特有の労働条件や、労働そのものの価値の変化にともない、「働けない」（市場労働に関与できない）という状態は、重大な「負」の結果としてみなされていたという経緯がある。それゆえ、市場労働を不可能にせしめている障害という身体的、精神的、知的差異もまた個性として許容不可能になっていったと考えられる。

また、障害の問題で、非常に難しいのは、それが、時として「死」と隣り合わせている点による。そのような意味で、障害を負とする見方もある。

では、現行の社会において、障害は、重大な「負」の結果を導く差異なのだろうか。小浜（1995）は、個性的な仕事（本稿で言う結果）と資質の間の懸隔を指摘し、個性的な仕事をするために逸脱が必要なわけではないと述べている。つまり、正の結果を導くために負の差異が必要なわけではないという指摘であり、これは、部分的に的を射た指摘である。我々は、「結果」に結びつく「差異」を即座に推測し勝ちであるが、「差異」が結果としてあらわれるためには、さまざまな社会的環境等の要因が複雑に絡み合っており、相当の距離がある。そして、このことは、負の差異と正の結果の関係のみに適用されるべきものではない。負の差異と負の結果、正の差異と正の結果、正の差異と負の結果、各々の関係性について、同様の懸隔の可能性が指摘できるのである。また、負の差異が、正の結果を導くという因果関係が強くなれば、差異そのものへの価値が変更され、正の差異となりうる。このように、諸個人の差異と、結果の関係は、常に社会的な変数により規定されるものであり、そのようなダイナミズムの中で、差異に対する意味づけが行われている。

先の竹内の指摘を思い起こされたい。刑法を侵すような心性（負とされている差異）と刑法を侵す（負とされている結果）との因果関係は、常にそれほど強固というわけではない⁹⁾。また、結果への許容の範囲もまた社会的なものである。たとえば、人に危害を加えるという行為は、現行の社会では許容されない。しかし、戦時下にあっては、有効な結果を期待できるので、現在よりは許容されていたであろうことが推測される。このような視点から、茂木（2003）の批判を見てみたい。茂木は、障害が個人の生活と活動を制約する側面を持ち、その意味で、負の影響を及ぼす属性であり、現時点において、他者の肯定的価値としての承認という規定が与えられているとはいえないとする。これに対して上記理

由にのっとして、2つの反論の形がある。第一に、もたらされた活動の制約という結果が「障害」そのものと因果関係を有しているとして、その因果関係がいかなる場合も有効ではないということである。つまり、「障害」というものが、活動の制約という結果を導かない場合、障害は許容の対象としての個性でありうる。

これまでの障害者運動は、重大な「負」の結果と、諸個人に具わる差異との因果関係を断ち切ることを要求してきた。具体的には、バリアフリーや介助保障の要求である。現に、バリアフリーの進展やテクノロジーの発達、介助保障によって、障害者の活動の制約は著しく減少している。さらに、労働形態の多様化により、障害者の市場労働を含めた社会参加への可能性は、以前よりも高まっている。

第二に、「活動の制約」（または市場労働への不参加）という結果が、社会的にどの程度重大な価値であるのか、ということがある。市場労働の価値が変化する中で、活動の制約や働けないことは常にどの立場であっても重大な負の価値とはいえない。また、活動を制約された状態（できないという状態）についての見方も時代や、人口における生産年齢の比率、経済構造、経済状況、社会構造、社会政策などによって規定される。現在、大不況と呼ばれる時代に、働けないことは、珍しくない。また、ニートの増加や、ワークライフバランスの提唱など、働くこと自体の意義の模索及び意味づけが従来とは異なってきている。

このことは、活動の制約にのみ言えることではない。「死」と隣り合わせている場合があるという点で、負であるとする見方についても同様のことがいえよう。人々の生活（人生）の価値をどこに求めるのか、ということについて、より複雑化、多様化した現代において、コンセンサスはない。一部の障害について、河野（2006）は、それを個性にするには、あまりにも厳しいと評する。確かに、生まれてから数年以内に死亡するといわれる障害など、障害の問題は、「生命の存続」が絡んだナイーブな問題であり、そのような場合、周囲にとっては心痛む状況であることは確かである。しかし、人生の長短が、人生の価値を左右するわけではなく、短い生もまた、長い生同様の意味、価値を持ったものとしてとられることも、近年では珍しくない。

このような現在の状況の中で、そして、今後の社会の発展の中で、障害という状態によってもたらされるものが「重大な負の結果」であるかどうかは、問題化されなければならないだろう。

V. 障害個性論は有害無益なのか。

1. 障害個性論は有害か

もう一つの批判として、豊田（1996）がある。豊田は、障害は諸個人の差異と社会との不整合にすぎず障害として出現しているものはすべて、社会の問題であって、障害は、障害以外の何者でもないと強調する。障害は社会が生み出したものとする理論は、障害の社会モデルと呼ばれ、近年良く知られるようになった。段差があるから移動できないという「障害」が発現する、点字ブロックがないから移動できないという「障害」が発現する。この論に従えば、「障害は個性である」ということと「なくなるべき社会的障壁が個性である」ということは論理的に同義であるということになる。このように考えた場合、豊田や

他の論者が指摘する、ディスアビリティ除去の社会的責任の放棄を招くという危惧が浮上する。

しかしここで、「障害」という日本語のもつ意味不確かさについて、考慮にいれなければならない。社会モデルに基づけば、障害は、個人的な特徴であるインペアメントと社会的な不利益であるディスアビリティに区別することができる。「障害」と表記すると、正確には、ディスアビリティを指すことになるのであろうが、そこには、インペアメント（単なる差異）も含まれているのである。

しかし、もしインペアメントに関して、なんらかの個性が発現するのならば「障害は個性でありえない」とするのは、一つのあたらしい抑圧ともなりうるのではないだろうか。青い芝の会の横塚がかつて、障害者と健常者では、「見る風景が違う」（横塚 1984）と述べたように、社会的な障壁とは無関係に存在する差異に、何らかの意味付与をなすこと、もっと言えばそれを文化としていくことは、否定できるものではない。車いすの高さから見る世界、言語障害者の会話速度や、聴覚障害者のコミュニケーションの様式、視覚障害者の思考の方法など、インペアメントに基づいた文化的要素は、枚挙に暇がない¹⁰⁾。

また、現在ディスアビリティとされている状況を個性とすることは、いかなる場合も否定されるべきものだろうか。確かに、障壁を除去していく方向で活動してきた障害者運動にとって、後退とみなされる場合もあるだろう。しかし、障害者自身がディスアビリティとされている状況を能動的に選び取るということは必ずしも否定されるべきではない。すべてのディスアビリティをなくすことを前提として、あえて（能動的に）とどまろうとする人々の直面する状況について、それはもはや「ディスアビリティ」（＝不利益）とは呼べないからである。たとえば、かつて、車いすを否定して、地べたにはいつくばって歩行する人たちが居た。それが自分にとってなじみのある「歩行の方法」なのであるという。車いすという方法があることや、車いすでの生活が可能になるように物理的障壁が社会的に除去されることと、地べたをはいつくばることを能動的に¹¹⁾ 選択することの間に本来的な矛盾はない。

2. 障害個性論は無益か

竹内はこの言説について、「観念を変えろ」という啓蒙的な主張であると指摘する（竹内 1995）。河野（2006）も障害を持っている人がこうむっている不利益の解消に役に立たないと批判している。本節では、障害個性論が「役に立たないものか」ということについて三つの検討を加える。

第一に、何をもって役に立たないとするかという問題がある。最終的にどのような社会を構想するのか、ということについて、明確なビジョンや志向性をもっていることは、長期的には有益であり、そのビジョンに向けて議論を重ねたり、運動を展開したりすることは、たとえ、現実と理想の間の乖離があろうとも、建設的なことではないのか。

第二に、主体の問題がある。先に触れたように、この言説は、運動の中で使用されてきたものであり、運動団体がこの主張をする場合、一定の比重はあるものの観念を変えろということのみに終始するわけではない。障害の社会モデル（を核とする運動）は、障害という属性が、負の結果をもたらさない環境の整備（具体的にはバリアフリー化や介助保障など）の要求も平行して行っているという現実がある。また、青い芝の会は、障害が個性であるような社会を構築するための足がかりとして「教育」という場に固執した。

第三に、少なくとも当事者や障害児を持つ親にとって、このようなとらえ方が役に立つ場合がある。当事者を中心に行われるピア・カウンセリングの試みが典型的であろう。障害＝負であり、自己否定感にさいなまれてきた障害者の感情を解放する手段として、「ありのままの自分の肯定」や障害を個性として見るという考え方は有効なものであるとされている。

VI. 障害個性論の意義と問題点

本稿では、障害個性論の主張は、差異に対する「正負」の社会的承認の過程及び範囲が関係していることを指摘してきた。また、主体にもよるが、運動団体に限定して言えば、障害個性論は、目的であると同時に手段でもある。障害個性論の考え方は土屋（1996）が言う「障害が個性であるような社会」の構築を目的としている。また同時に、障害と「正負」の社会的承認の間にある強固な結びつきの解体手段でもある。障害はなぜ負とされているのか、正とされる余地はないのか、許容されない負なのか、という問題提起である。また、障害者自身やその親が自らや子供を負ととらえる感覚からの脱却も促すという点で、手段として機能している。

最後に障害個性論の持つ問題点についてふれておく必要があるだろう。第一に、多くの論者が指摘するような、行政の責任回避のレトリックとして使用されることがある¹²⁾。これは、理論レベルで導かれるものではないが、現実的には起こりうることであり危惧の対象としてもっともである。これに対する理論構築が求められる。

また、障害個性論は、時として抑圧的な要素を帯びる。第一に、「障害は称揚されるべき個性でなければならない」という強い規範が生じたときである。障害は、個性でありうるが、いついかなるときも称揚されるべき個性であるとはいえない。青い芝の会が、健常者中心の社会への対抗を重視するあまり陥ったのがこの抑圧的な規範である旨を倉本（1999）は指摘している¹³⁾。

第二の抑圧的な側面は「障害」の再構築の仕方にある。障害個性論は、障害が一方的に負とされていることを否定し、「障害」の意味について積極的に再構築していくことを促すものである。しかし、我々は常に社会的な存在であり、社会的な価値から完全に自由になれるわけではない。障害以外にもさまざまな価値基準の中で生きている。自らの障害を肯定する中で、他の障害を抑圧するということが十分に起こりうるし、実際に運動の中でも常に問題化されていることである。

注

- 1) 本稿において、障害個性論とは、「障害は個性である」という趣旨を持つ言説全般を指す。よって、障害個性論や、障害＝個性論と呼ばれるものも、これに含むこととする。
- 2) 教育界でこのような主張をする人々と青い芝の会の関係性は定かではないが、当事者による運動とは別に、教育界でもこのような主張を行っていたということは確かなようである。また現在でも類似の議論はありとし、発達と教育を正當に位置付けない議論があることを茂木

- は指摘している (2003).
- 3) ただし、積極的に「障害は個性である」としているわけではない。「ありのままの自分を肯定した」結果として、「障害は個性である」と認識したという手記や感想が多数見られる。
 - 4) しかし、行政側が、はじめから障害者個人にその障害のすべての責任をおし着せることを意図しているかどうかは定かではない。
 - 5) ここで著者自身は、障害個性論に必ずしも賛同的な立場ではなく、「くすぐったい」という言葉を用いて、違和感を示している。
 - 6) ここでは、差異について触れられていないが、差異についてもまた同様のことが言いうる。
 - 7) ここでは用語上の混乱を避けるため、その結果を「個性」と称さない。また、具体的な「産物」となりえない表出の方法もあるため、小浜 (1995) が用いている「仕事」という限定的なものを想像させる語は避けている。
 - 8) 個人的に、負であるかどうかということはまた別の次元である。社会的に負であることと、個人的に負であることは必ずしも一致しない。
 - 9) 長い間、精神障害者は、犯罪と結び付けられて負の烙印をおされてきたが、精神障害と犯罪の因果関係は、実はそれほど強度ではないことは、統計上明らかになっている。裏をかえせば、健常者と言う差異と、犯罪行為をしないという結果の間の因果関係もまた、それほど強固なものではないということである。
 - 10) ただし、インペアメントとディスアビリティの境界線はまた不明瞭な部分がある。
 - 11) 本当に、能動的であるかどうかは、常に、問題化されなければならない。地べたをはいつくばることが、個人に慣れ親しんだスタイルの選択である一方、既存のあり方への対抗である場合もある。
 - 12) レトリックとして使用されることはあるが、論拠とはなり得えないと考えている。障害を個性ととらえたとして、社会がその個性について「責任」を負わないという結論を導きだす根拠が、不明確である。指摘してきたとおり、個性は、個人のレベルで発現するが、きわめて社会的なものである。また、個人のレベルで発現するものに対して、社会が責任を負わないのであれば、障害者に対する施策だけではなく、社会保障そのものが不要である。
 - 13) 当事者運動の中だけではなく、健常者からも「障害は個性でなければならない」という目が向けられることがある。「障害者は忍耐強い個性を持っていて前向きだ」という肯定的な評価でさえ、時として抑圧的である。「忍耐強くなければならない」という規範が生じるとともに、「忍耐強さ」以外の個性が不可視化される可能性がある。

文献

- Finkelstein, V. 1993 *The commonality of disability* Swain, J., Finkelstein, V., French, S and Oliver. M. (eds) *Disabling Brriers-Enabling Environments*, The Open University /Sage. (=長瀬修訳, 2000, 「障害 (ディスアビリティ) の共通性」 倉本・長瀬編『障害学を語る』エンパワメント研究所).
- 石川准 (1992) 『アイデンティティゲーム』新評論社.
- 河野哲也 (2006) 『<心>はからだの外にある』NHK 出版.
- 小浜逸郎 (1995) 「個性という脅迫」森田尚人他編『教育学年報4—個性という幻想』世織書房, 3—24. 茂木俊彦 (2003) 『障害は個性か』大月書店.
- 中西正司・上野千鶴子 (2003) 『当事者主権』岩波書店.
- Oliver, Michael. (1990) *The Politics of Disablement* Macmillan (=三島亜紀子・山岸倫子・山森亮・横須賀俊司訳 (2006) 『障害の政治——イギリス障害学の原点』明石書店.

- 乙武 洋匡 (1998) 『五体不満足』 講談社.
総理府 (1995) 『平成7年版障害者白書 バリアフリー社会を目指して』.
竹内章郎 (1995) 「個性の問題化のために」 森田尚人他編『教育学年報4—個性という幻想』 世織書房, 141—176.
土屋貴志 (1994) 「障害が個性であるような社会」 森岡正博著『「ささえあい」の人間学』, 244—261.
豊田正弘 (1996) 「「障害個性」論批判」『わだちNo.37 1996/07』, 19—20.
横塚晃一 (1984) 『母よ！殺すな』 すすさわ書店.

Rethinking of the discourse that disability(/ impairment) is individuality

Tomoko YAMAGISHI

This paper reconsiders the discourse over whether a disability (impairment) is individuality. In the current usage, the word “individuality” has a very narrow meaning: it only indicates the differences recognized by society. I categorize the recognition as praise or tolerance.

At present, individuality is worthy of praise when a person who is considered to have a negative difference achieves positive results and the causal relationship is judged to be strong by society. In this case, the “results” must have originality. And individuality evokes tolerance when the person’s handicap does not lead to a serious negative result.

Disability (impairment) is regarded as a negative difference now. Therefore, people with a disability could be praised as having individuality when they achieve positive original results that are a direct consequence of the disability (impairment). Further, the social environment is a factor in whether a disability (impairment) leads to a serious negative result. Therefore, disability (impairment) is not always associated with a serious negative result. In addition, what constitutes a “serious negative” result is determined by society. In these cases, individuality becomes an object of tolerance.

Key Words: Individuality. Recognition, Disability (impairment)